

福祉環境委員会

令和2年5月19日(火)
時 分～ 時 分
(本会議休憩中)
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、井上保険年金課長、森脇税務課長、土谷資産税課長

【事務局】中谷書記

議 題

- 1 議案第38号 浜田市税条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第39号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第40号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 その他

**令和 2 年 5 月浜田市議会臨時会議
条例議案新旧対照表**

（福祉環境委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、▲▲▲▲とする。 2 〔略〕

目次

議案第38号	浜田市税条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第39号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第40号	浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	…	7ページ

浜田市税条例（平成17年浜田市条例第67号）新旧対照表【第1条による改正】（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 〔略〕</p> <p>2～26 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 〔略〕</p> <p>2～26 〔略〕</p> <p><u>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p><u>第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p><u>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。</u></p>

浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）新旧対照表【第 2 条による改正】（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条又は第 62 条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条若しくは第 62 条</u>」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 [略]</p> <p>2～26 [略]</p> <p>27 法<u>附則第 62 条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 63 条又は第 64 条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 63 条若しくは第 64 条</u>」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 [略]</p> <p>2～26 [略]</p> <p>27 法<u>附則第 64 条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る 寄附金税額控除の特例）</p> <p>第 24 条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。</u></p>

現行	改正後（案）
<p data-bbox="138 197 230 229">〔新設〕</p> <p data-bbox="107 296 199 328">〔新設〕</p>	<p data-bbox="1133 197 2150 277">（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p data-bbox="1133 296 2150 472"><u>第 25 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>（保険料の減免）</p> <p>第 27 条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとするものは、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>（保険料の減免）</p> <p>第 27 条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとするものは、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、当該納期限までに申請書を提出することができなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該納期限後においても、これを行うことができる。</u></p>
<p>（1）～（3） 〔略〕</p>	<p>（1）～（3） 〔略〕</p>
<p>3 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>〔新設〕</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p>
<p>〔新設〕</p>	<p><u>第 5 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p>
<p>〔新設〕</p>	<p>2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属</p>

現行	改正後（案）
〔新設〕	<p>する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。</p>
〔新設〕	<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</p>
〔新設〕	<p>第 6 条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p>
〔新設〕	<p>第 7 条 <u>前条に規定する者が、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>2 <u>前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に係る規定の適用期間）</u></p> <p><u>第 8 条 前 3 条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。</u></p>

浜田市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年浜田市条例第 52 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（市において行う事務）</p> <p>第 2 条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(8)</u> 〔略〕</p> <p><u>(9)</u> 〔略〕</p>	<p>（市において行う事務）</p> <p>第 2 条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p><u>(8)</u> <u>広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> 〔略〕</p> <p><u>(10)</u> 〔略〕</p>